

高齢者生活安心ガイドブック



むかわ町

本庁(鷗川)：町民生活課 健康福祉グループ
支所(穂別)：地域振興課 保健福祉グループ

地域包括支援センター

地域包括支援センターとは	1
成年後見制度	2
日常生活自立支援事業	2
災害時要援護者支援制度	2
地域支援事業	3
むかわ町介護者と共に歩む会	3

介護保険外の各種サービス

あった○事業(温泉施設健康づくり等事業)	4
入浴給付事業	4
いきいきふれあいサロン	5
外出支援サービス	5
在宅生活用具の支給	5
軽度生活支援事業	6
配食サービス	7
高齢者見守り活動事業	8
緊急通報システムの設置	9
徘徊高齢者位置情報探索システム	9
訪問支援サービス事業	9
通所支援サービス事業	9
入浴サービス事業	10
短期入所サービス事業	10
住宅改修費の助成	10
家族介護用品の支給	10

介護保険制度について

申請から認定まで	12
要介護状態区分	12
ケアプランの作成	13
在宅サービス(介護予防給付)	14
在宅サービス(介護給付)	15
施設サービス	16
地域密着型サービス	17
利用者の負担	18

介護保険料について

介護の費用とその負担のしくみ	20
保険料は、このように決まります	20
保険料の納め方	21
保険料に未納があると	21

資料

介護保険のサービス事業者	22
福祉施設サービス情報	25
認知症の相談・受診について	25

地域包括支援センター

■地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、高齢者の生活を地域と協働しながら支えていくための中核拠点として、平成18年4月から業務を開始しています。このセンターは、その地域に暮らす高齢者の日常生活に関する課題の把握や支援を行うための各種事業を実施しています。

■地域包括支援センターの機能について

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門的なスタッフが配置され、介護保険法に基づく次の支援事業を行います。

包括的支援事業

事業名	概 要
総合相談・支援事業	要介護者やその家族に対し、介護保険だけではなく、さまざまな制度や医療機関・介護事業者等との連携による支援を行います。
介護予防ケアマネジメント事業	要介護状態となる恐れのある高齢者について、介護予防事業その他の適切な事業が効果的に実施されるよう必要な援助を行います。
権利擁護事業	高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・防止を勧めます。
包括的・継続的ケアマネジメント事業	その地域における病院・施設・在宅、それぞれの立場でマネジメントを担う専門職の方々とのネットワークを作ります。また、地域のケアマネジャーの後方支援を行います。

むかわ町地域包括支援センター

	鷗川地区	穂別地区
所在地	むかわ町美幸2丁目88番地	むかわ町穂別81番地（穂別診療所内）
電話番号	☎ 42-2415 fax 47-2400	☎ 45-2065 fax 47-5400
所属	本庁 町民生活課 健康福祉グループ	支所 地域振興課 保健福祉グループ

■成年後見制度の利用を支援します

内 容	相談先
認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない方の「預貯金の管理等（財産管理）」や「日常生活でのさまざまな契約等」を支援（身上監護）する制度です。 地域包括支援センターでは、 ●成年後見制度の利用に関する相談 ●成年後見制度の利用についての申し立ての支援 ●成年後見人候補を推薦する団体などの紹介などの支援を行います。 成年後見制度は、利用する人の判断能力の程度に応じて、法定後見制度と任意後見制度の2種類に分かれています。 【法定後見制度】 ・ ・ ・ 判断能力が十分ではない方が、今すぐ制度を利用 【任意後見制度】 ・ ・ ・ 判断能力がある方が、将来に備えて後見人を決めておく	●家庭裁判所 ●公証役場（任意後見制度） ●弁護士会 ●法テラス ●成年後見・リーガルサポート くわしくは、地域包括支援センターにご相談ください。

■日常生活自立支援事業

対 象 者	内 容	申 請	利 用 料
在宅で生活しており、高齢や障害により日常生活の判断に不安のある方	生活支援員が訪問し、支援します。 ①福祉サービス利用援助 ②日常的金銭管理 ③書類等の預かり	社会福祉協議会 または 地域包括支援センターにご相談ください。	1回（1時間程度） 1,200円と交通費実費 ※生活保護世帯の方は無料です

■災害時要援護者支援制度

対 象 者	内 容	申 請
災害時に自力で避難することが困難な方	地域支援員が災害時の支援や、日常生活の見守りをを行います。	申請書を提出し登録します。



■地域支援事業

事業名	対象	内容
ねたきり予防教室	老人クラブの会員他	ねたきり予防のために専門職員が体操指導や講話を行い、体力向上や筋力低下防止を目指します。
介護予防教室 ・ピンしゃん会（鵜川地区） ・笑顔友の会（穂別地区）	65歳以上の希望者	・運動機能向上に向けた体操の実施 ・口腔機能向上のとりくみ ・栄養改善のとりくみ ・交流
むかわ町認知症高齢者支援ネットワーク事業	在宅で生活している認知症高齢者	事前に登録が済んでいる認知症高齢者の情報共有を行い、徘徊時の見守りや連絡体制を整え早期対応します。
家族介護者教室 （家族介護者交流事業）	在宅で介護する家族	在宅で介護する方が、より安心して介護ができるよう、介護の知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法の習得をする機会を提供します。また、在宅で介護している方を一時的に介護から解放し、介護者相互の交流の機会を提供します。
家族介護慰労事業	在宅で介護保険サービスを利用しないで介護している家族（要介護4・5の方）	家族介護慰労金を支給することにより、重度の要介護者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

■むかわ町介護者と共に歩む会

対象者	内容
会員および賛助会員 ・在宅で介護している方 ・会の目的に賛同する方 ※入会は随時受付	会員相互の交流を通して認知症等の高齢者に対する理解を深め、介護者家族への援助と福祉の向上を図ります。



介護保険外の各種サービス

■^{まる}あった○事業（温泉施設健康づくり等事業）

温泉で身体をあたためて、人と語らう機会を多く持ち、心もあたたまっていただきます。

対 象 者	内 容	申請について
70歳以上の町民の方。翌年3月31日までに70歳になる方も含みます。	町内温泉施設入浴または「いきいきふれあいサロン」「なかよし広場」（社会福祉協議会事業）に参加し、スタンプ10個で無料入浴券1枚と新しいスタンプカードが交付されます。入浴料金は、入浴者負担です。 ※当分の間、スタンプ5個で（富内生きがいセンターは3個）で無料入浴券1枚を交付します。	初回のみ申請が必要。申請には運転免許証、健康保険証など、住所・氏名・年齢が分かるものを持参してください。 ＜町内温泉施設＞ ・むかわ温泉四季の館 ・樹海温泉はくあ ・樹海温泉ほべつ ・富内生きがいセンター

■入浴給付事業

●事業内容

対象世帯の方の入浴施設利用に係る費用として、中学生以上に1人年間1万円以内、小学生1人に6千円以内を限度に町内温泉施設で利用できる温泉入浴券を交付します。

●対象世帯

町内に在住する当該年度住民税非課税世帯で下記の表の欄のいずれかに該当する方。ただし、生活保護世帯、施設入所世帯（者）、町税等を完納していない世帯、税法上の扶養控除または扶養義務者が加入している健康保険の被扶養者となっている世帯等は、対象世帯から除きます。

世帯区分	内 容
高齢者世帯	世帯全員が65歳以上の高齢者世帯または65歳以上の世帯主で満18歳未満の者を扶養している世帯で、年金収入額と合計所得金額の合計額が次に掲げる金額以下の世帯 ア 単身世帯80万円以下 イ その他の世帯120万円以下
準高齢者世帯	65歳以上の高齢者で、年金収入額と合計所得金額の合計額が40万円以下の世帯
ひとり親世帯	義務教育終了前の児童がいるひとり親世帯で、合計所得金額が120万円以下の世帯
障害者世帯	身体障害者手帳1級または2級を有する方が生計を維持している世帯 療育手帳A区分または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの世帯

●湯～ゆ～事業

対象世帯の65歳から69歳までの方が、町内入浴施設の入浴が10回になったときに、無料入浴券1枚を交付します。なお、当分の間入浴5回で無料入浴券1枚を交付します。

●手続き

対象世帯の方は、健康保険証・印鑑を持参してください。

●申請先・問い合わせ

本庁 町民生活課 健康福祉グループ ☎ 42-2415
支所 地域振興課 保健福祉グループ ☎ 45-3326

■いきいきふれあいサロン

対 象 者	内 容	問い合わせ
65歳以上でデイサービスに通っていない方で、外出の機会が少なくなっている方	毎月または隔月に軽い体操やレクリエーションを行います。また昼食を共にしながら交流をします。	むかわ町社会福祉協議会 ☎ 4 2 - 2 4 6 7

■外出支援サービス

1人で通院等が困難な方は、送迎サービスを利用できます。

対 象 者	内 容	申請について	利 用 料
おおむね65歳以上及び障がい者で、公共交通機関などによる外出が困難な方で、家族等の送迎がない方	・ 町内医療機関の受診 ・ 理美容の利用 ・ 保健・医療・福祉サービス事業の参加	申請が必要です。	無料
町内にない診療科（眼科など）で治療を受けているが、通院が困難な方	町外の病院まで車で送迎します。 ※ 鷗川地区は、人工透析送迎バスに同乗します。 （苫小牧市内）	申請が必要です。 ※ 穂別地区では医師の紹介状が必要です。	＜ 鷗川地区 ＞ 片道310円 ＜ 穂別地区 ＞ 移送先により料金が変わります。

★★★ 民間サービスの紹介 ★★★

申込み先、問い合わせ先

●通院移送サービス～病院・送迎・付き添い～

宅老所 日和 ☎ 4 2 - 3 9 6 9

町内（1時間）1,500円 、 町外（3時間）4,500円

時間延長 30分毎 500円増

●福祉有償運送

愛誠会 福祉有償運送事業所

☎ 4 5 - 2 4 5 5

福祉有償運送事業「愛会福祉有償運送事業所」

●介護タクシー（苫小牧・千歳などに事業所あり）

距離制運賃 初乗り運賃（最初の1.4kmまで）500円～

時間制運賃など事業所により料金体系が違います。

■在宅生活用具の支給

足腰が弱く歩行が大変な方に、杖などの購入費を助成します。

対 象 者	品 目	購入品目の上限	申請について	自己負担
おおむね65歳以上 又は障がい者で、 足腰が弱く歩行が 大変な方	杖	4,000円	申請が必要です。 町内の指定業者で購 入します。	購入費の3割 (生活保護世帯 は1割)
	シルバーカー	20,000円		

■軽度生活支援事業

日常生活で困難な作業をシルバー人材センターに委託し、お手伝いします。

対 象 者	内 容	申請について	利 用 料
おおむね65歳以上又は障がい 者で、町民税非課税世帯	①除草・芝刈り ②庭木手入れ ③煙突掃除 ④屋内大掃除 ⑤軽微な修繕	申請・見積書 が必要です。	作業に要した経費の5割 (作業に要した経費の 年間限度額10,000円)
おおむね65歳以上又は障がい 者で、町民税非課税世帯で、 自分で除排雪ができず、近く に家族がいない方	除排雪 (おおむね10cm 積もった時に実施)	申請が必要で す。	1回あたり100円

★★★ 民間サービスの紹介 ★★★

申込み先、問い合わせ先

■町内事業所で実施している介護保険外のサービス

- ミニデイサービス ～送迎・入浴・昼食付～
1日1,500円 時間延長1時間毎120円
- 派遣ヘルパー ～身体介護・生活介護～
介護保険基準の7割(目安1回1,500円～)
- 短期宿泊サービス ～送迎・入浴・夕朝食付～
1泊5,000円

宅老所 日和 ☎42-3969

■町外事業所で実施している介護保険外のサービス

- 家事代行サービス
事業所は苫小牧・千歳等
料金設定は事業所により違う(目安1回30分2,000円～)



■配食サービス

栄養のバランスのとれた食事を提供し、利用者の安否確認も行います。

対 象 者	内 容	申請について	利 用 料
おおむね65歳以上のひとり暮らし、高齢夫婦世帯の方または障がい者で、食事の準備が困難な方	自宅に夕食をお届けします。 月曜から金曜日の間で必要な回数。 (申請後、栄養士等が訪問し状況を確認します)	申請が必要です。	<鷗川地区> 1食350円 ※事前に役場窓口で食券を購入してください。

★★★ 民間サービスの紹介 ★★★

Aコープ穂別店 (45-2211)

●配達サービス

- ・配達料金；無料（店舗で購入した商品のみ対応）
- ・配達区域；原則穂別地区にて対応
- ・その他；おおむね1000円以上の購入で利用可能

●移動販売

- ・配達日時；月曜日～土曜日の11時～17時（配達区域の詳細はお店にお問い合わせ下さい）

Aコープセレス (42-2101)

●配達サービス

- ・配達料金；無料（店舗で購入した商品のみ対応）
- ・配達区域；原則鷗川地区にて対応
- ・その他；時期によって生もの等は取扱い不可

コープさっぽろパセオむかわ店 (42-3221)

●配達サービス（らくちん当日便）

- ・配達料金；専用コンテナ1箱につき200円（店舗で購入した商品のみ対応、コンテナ込みで30kgまで、2箱目も1箱につき200円必要）
- ・配達区域；鷗川地区にて対応
- ・その他；常温配達の為、お肉・お魚・卵・冷凍食品等は取扱い不可

●宅配サービス（コープ宅配システムトドック）

- ・利用料金（システム利用料）；宅配1回につき210円
- ・注文方法；カタログを見て注文用紙に記入して注文すると1週間後に商品が届きます

●配食サービス（コープ配食サービス）

- ・利用料金；低カロリー食（1食498円）普通食（1食580円）→どちらもおかずのみ。
追加メニューあり→白飯（150g 1食90円）サラダ（1食100円）
- ・注文方法；週3回～6回の事前登録が必要。休止や中止のお申し出がない限り自動的にお届け。
- ・配達日時；月曜日から土曜日まで、13時半から18時までの間に原則手渡しでお届け。
- ・配達地域；鷗川地区限定

●移動販売（おまかせ便カケル）

- ・配達地域；水曜日、土曜日（1号車、穂別方面）
水曜日、土曜日（2号車、むかわ町汐見方面）

船山商店（42-2022）

●配達サービス

- ・配達料金；原則無料、おおよそ2Km超える毎に200円程度
- ・配達区域；おおむね鷗川地区、その他個別相談可能
- ・取扱い商品；野菜や日用品（洗剤、石鹼等）、他店からの購入で犬猫のエサなども対応可能
魚は刺身や切り身への調理対応も可能。豆腐1点からの対応可能
- ・その他；電話対応可能、個別相談可能、たんぽぽカード利用可能

セブンイレブン文京店（42-2400）、宮戸店（42-2678）

●配達サービス（セブンミール）

- ・配達料金；500円以上で無料、500円未満で120円
- ・配達区域；原則店舗から1km以内、1Km以上は個別相談可
- ・取扱い商品；日替わり弁当、お惣菜セット、生鮮食品、セブンプレミアム

※上記以外でも各商店で個別に配送等の相談に対応してくれるところもあります。
直接各商店にお問い合わせ下さい。

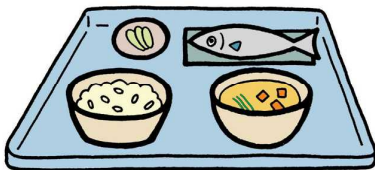
■コープさっぽろ高齢者見守り事業

（内容）配達業務中に、独り暮らしの高齢者世帯に異変を感じた場合、むかわ町に連絡をします。
※平成24年3月コープさっぽろとむかわ町は、高齢者見守り協定を結んでいます。

■高齢者等見守り活動事業

（内容）業務中に、高齢者・障がい者及び子ども等に何らかの異変に気付いたときには、協力事業者からむかわ町に連絡が入ります。

（協力事業者）郵便局、電力会社、飲料販売店、新聞販売店、燃料・ガス店、小売店など



■緊急通報システムの設置

自宅での急病や事故等の緊急時の連絡体制を確保します。

対 象 者	内 容	申請について	利 用 料
おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または健康に不安のある夫婦世帯	具合が悪くなった時に「緊急ボタン」を押すと、健康づくり財団に電話がかかり、状況を確認し、救急車の要請などの対応します。	申請書と、協力員（3名）の氏名が必要です。	1か月300円

■徘徊高齢者位置情報探索システム

認知症があり徘徊が心配される高齢者の方の現在位置を確認できます。

対 象 者	内 容	申請について	利 用 料
認知症があり在宅で生活されている方	徘徊が心配される方に、位置探知機器を携帯してもらい、行方不明時にパソコンで居場所を特定します。	申請が必要です。	1ヶ月525円 （このほか、位置情報提供に1回105円かかります）

■訪問支援サービス事業

家事などで困っているところを、ホームヘルパーが援助します。 ※料金は目安です。

対 象 者	内 容	申請について	利 用 料
おおむね65歳以上の介護保険認定者以外または障がい者で、日常生活が不自由な方 介護保険の利用限度額を超えてサービスが必要な方	回数：週1回程度 時間：1回につき1時間程度 内容：買い物・調理・掃除など	申請が必要です。	2割の自己負担があります。 1回450円～ （生活保護世帯は全額免除です）

■通所支援サービス事業

デイサービスセンターで、入浴、食事、ゲームや軽い体操などをして、一日を過ごします。
※料金は目安です。介護度により料金が違います。

対 象 者	内 容	申請について	利 用 料
おおむね65歳以上の介護保険認定者以外または障がい者で日常生活が不自由な方 介護保険の利用限度額を超えてサービスが必要な方	週1回程度、デイサービスセンターで入浴や昼食をとり、ゲーム、軽い体操などをして一日を過ごします。 （送迎あり）	申請が必要です。	2割の自己負担があります。 1回1,700円～ （生活保護世帯は全額免除です）

■入浴サービス事業

入浴介助及び送迎を行い、入浴の支援を行います。

※料金は目安です。介護度により料金が違います。

対 象 者	内 容	申請について	利 用 料
おおむね65歳以上又は障がい者で、自宅に入浴設備がない等の理由から自宅での入浴が困難な方で、介護保険サービスが適さない方	週2回までを限度に、入浴介助及び送迎を行います。	申請が必要です。	2割の自己負担があります。 1回750円程度

■短期入所サービス事業

高齢者などを介護している家族が、病気や高齢などで介護が大変になったときに利用できます。

※料金は目安です。介護度により料金が違います。

対 象 者	内 容	申請について	利 用 料
介護保険の利用限度額を超えてサービスが必要な方	特別養護老人ホームや病院に短期間宿泊し、職員が介助や見守りをします。 (介護保険制度の短期入所サービスを実施している施設)	申請が必要です。	5割の自己負担があります。 1日3,680円～ 他に食費・居住費(1,700円位) (生活保護世帯は1割の自己負担です)

■住宅改修費の助成

介護保険で住宅改修をする時に、限度額を超えた改修費の9割を助成します。

対 象 者	助成対象額の上限	申請について	自己負担
介護保険の住宅改修費限度額を超えて住宅改修をする方	100,000円	申請書、理由書、領収書の写し、工事内訳書の写しが必要です。 (介護保険の住宅改修申請と同様です)	改修費の1割

■家族介護用品の支給

在宅で要介護者などを介護している方に、紙おむつなどの支給をします。

対 象 者	内 容	支給額の上限	申請について
町民税非課税世帯で下記のいずれにも該当する方を在宅で介護している方 ・介護保険の認定が要介護1～5または、重度心身障害者の方 ・常時紙おむつが必要な方	介護用品給付券を発行し、指定店で購入します。 支給品目：紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー	月額 要介護1 : 2,000円 要介護2 : 4,000円 要介護3～5 : 6,250円 身障 : 6,250円	申請が必要です。

✕E

Handwriting practice lines consisting of 20 sets of three horizontal dashed lines.

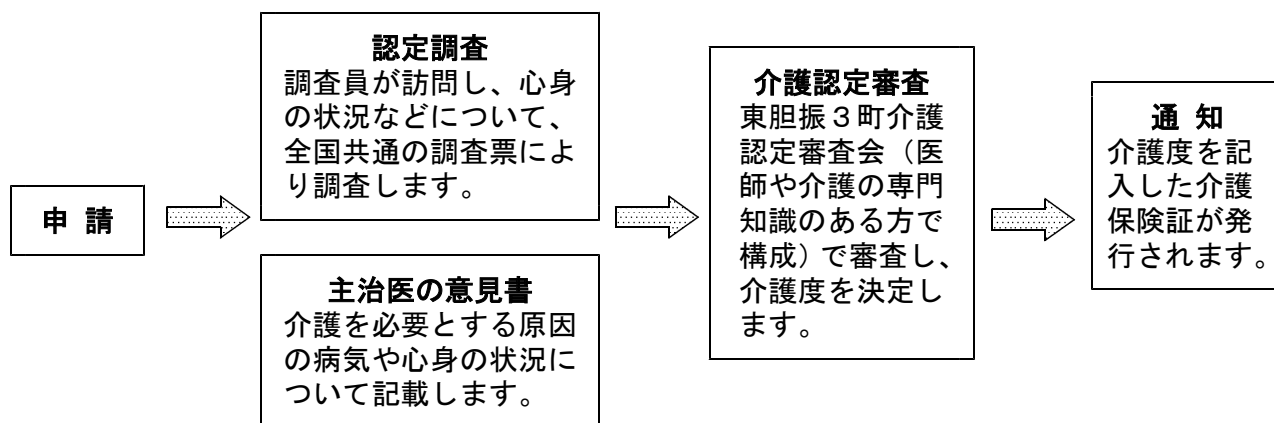
介護保険制度について

介護保険制度は、介護が必要になった方がサービスを利用しできるだけ自宅で自立した生活を送れるようにします。

申請から認定まで

介護サービスを利用するには、申請をして要介護認定を受けます。申請から認定まで約1ヶ月かかりますが、サービスは申請日から利用できます。

対 象 者	手続きなど	申請窓口
65歳以上で、介護が必要な方	申請が必要です。手続きは本人及び家族等もできます。 用意するもの ・介護保険被保険者証 ・健康保険証 （40歳から64歳の方） ・かかりつけ医の名前	<本庁> 町民生活課 健康福祉グループ <支所> 地域振興課 保健福祉グループ （穂別診療所内）
40歳から64歳の方で、下記の病気が原因で介護が必要な方 ・がん ・脳血管疾患 ・骨折を伴う骨粗鬆症 ・初老期の認知症 ・慢性閉塞性肺疾患 ・パーキンソン病 ・関節リウマチ ・変形性関節症 ・筋萎縮性側索硬化症 ・合併症を伴う糖尿病 ・その他 ※全部で16疾病が対象		



要介護状態区分

認定の有効期間は、原則12カ月です。引き続き介護サービスを利用される方は、有効期間が終了する前に申請をしてください。

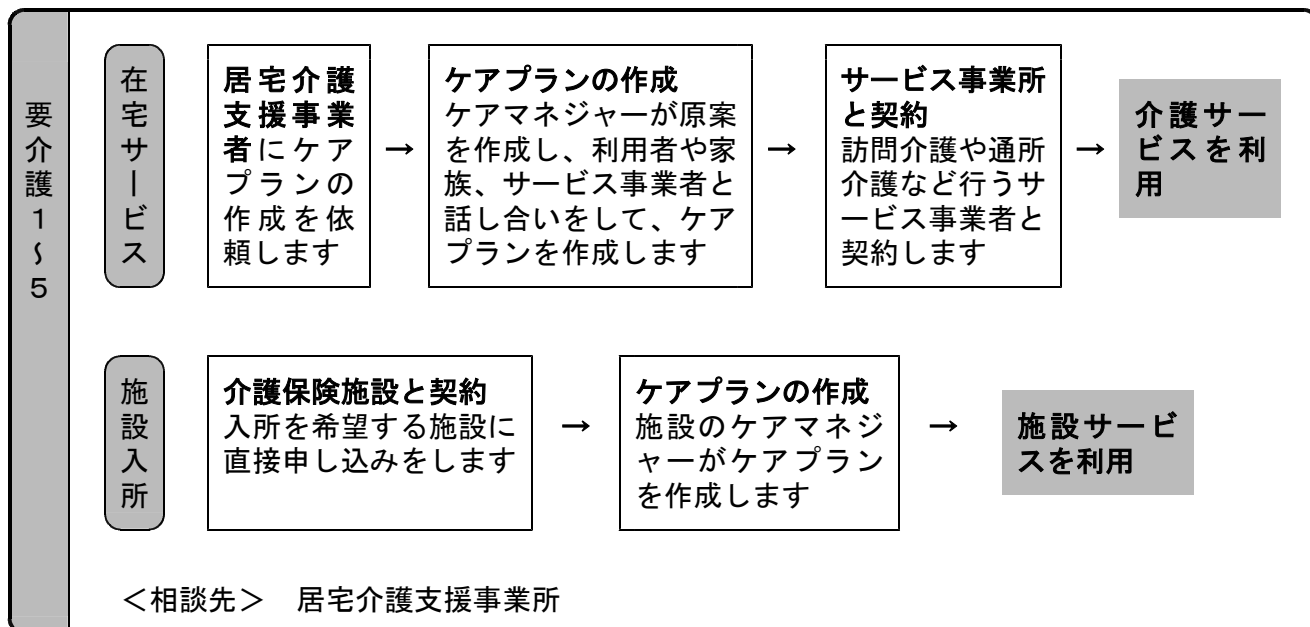
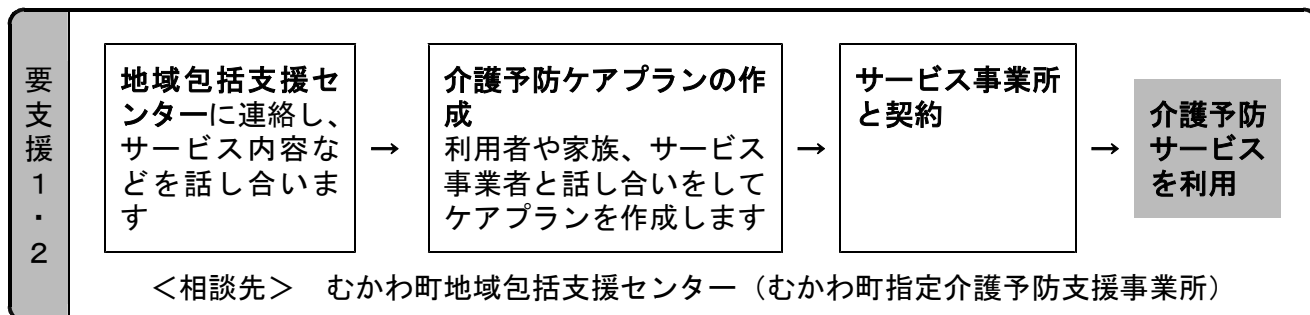
介護度区分	状態のめやす
非該当	自立した生活ができ、今のところ介護や支援を必要としていない
要支援1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要
要支援2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い
要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要
要介護2	歩行などが不安定で、排泄や入浴などの一部分または全部に介護が必要
要介護3	歩行や排泄、入浴、衣類の着脱などにほぼ全面的な介護が必要
要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難
要介護5	生活全般に介護が必要で、介護無しでは日常生活がほぼ不可能

※区分変更申請：心身の状態が大きく変化した場合は、認定の区分変更の申請をすることができます。

ケアプランの作成

介護保険サービスを利用するときは、利用者や家族の希望をふまえ、利用者の状態に応じて介護サービス計画を作成します。この計画を「ケアプラン」といいます。サービスの種類や回数は、ケアプランにより決定します。ケアプランは自分で作成することも可能です。

介護保険施設の入所を希望する場合は、直接施設に申し込みをします。



『ケアマネジャー（介護支援専門員）』とは？

ケアマネジャーは、介護の知識を幅広く持った専門家です。介護を必要とする方や家族の相談に応じ、ケアプランの作成や介護サービスの調整、サービス事業者への連絡などを行います。



心配ごとはケアマネジャーへ相談しましょう！

在宅サービス

～ 自宅で利用できる介護サービス ～

介護予防給付（要支援1・2の方）

次のサービスを組み合わせて限度額の範囲内で利用できます

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） | 介護予防訪問入浴介護 |
| 介護予防訪問看護 | 介護予防訪問リハビリテーション |
| 介護予防通所介護（デイサービス） | 介護予防通所リハビリテーション（デイケア） |
| 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） | 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ） |
| 介護予防福祉用具貸与 | |

～地域密着型サービス～

夜間対応型訪問介護 ・ 介護予防認知症対応型通所介護 ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護等

～限度額の対象にならないサービス～

福祉用具購入 ・ 住宅改修

介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、利用者と一緒に調理や掃除などを行い、自分でできることが増えるよう支援します。 1ヶ月あたりの自己負担（1割）のめやす

週1回程度の利用	1,220円
週2回程度の利用	2,440円
週3回以上	3,870円 ※要支援2のみ

※初回加算、特別地域訪問介護加算等あり

介護予防通所介護（デイサービス）

生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング、食事・入浴などのサービスが日帰りで受けられます。 1ヶ月あたりの自己負担（1割）

要支援1	2,099円
要支援2	4,205円

+

食費
1回400～600円程度

※体制や実施内容により加算あり

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

機能回復運動や個別の機能訓練等のリハビリテーションを行い、生活活動範囲の拡大を図ります。送迎・食事・入浴などのサービスが日帰りで受けられます。 1ヶ月あたりの自己負担（1割）

要支援1	2,637円
要支援2	5,053円

+

食費
1回500～600円程度

※体制や実施内容により加算あり

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援1	499円
要支援2	614円

+

食費
1,380円＋おやつ代等（1日）

+

※事業所の体制や実施内容等により加算あり		
滞在費		日常生活費
320～1,640円	+	
(1日)		

+

介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、病状の確認や医療処置などを行います。

1回あたりの自己負担（1割）のめやす ※特別地域訪問看護加算等がある

病院・	20分未満	255円
診療所から	20分～30分未満	381円
	30分～1時間未満	550円

介護予防訪問リハビリテーション

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。

自己負担（1割）のめやす

※体制等により加算あり

1回	305円
----	------

介護給付（要介護1から5の方）

次のサービスを組み合わせて限度額の範囲内で利用できます

訪問介護（ホームヘルプサービス）
訪問看護
通所介護（デイサービス）
短期入所生活介護（ショートステイ）
福祉用具貸与

訪問入浴介護
訪問リハビリテーション
通所リハビリテーション（デイケア）
短期入所療養介護（ショートステイ）

～地域密着型サービス～

夜間対応型訪問介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 等

～限度額の対象にならないサービス～

福祉用具購入 ・ 住宅改修

訪問介護（ホームヘルプサービス）

※本人以外のことや日常生活上の家事の範囲を超えることは、対象外です。

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

1回あたりの自己負担（1割）のめやす

身体介護中心	20分未満	204円
	30分以上 1時間未満	482円

生活援助中心	20分～45分未満	228円
	45分以上	282円

通所介護（デイサービス）

食事・入浴などの介護や、機能訓練が日帰りで受けられます。

要介護1	669 ～ 874円
要介護2	777～1,019円
要介護3	885～1,171円
要介護4	993～1,358円
要介護5	1,101～1,472円

+

食費
1回 400～600円程度

1回あたりの自己負担（1割）のめやす

※事業体制や実施内容等により加算がある



通所リハビリテーション（デイケア）

機能回復運動や個別の機能訓練等のリハビリテーションを行い、生活活動範囲の拡大を図ります。

送迎・食事・入浴などのサービスが日帰りで受けられます。

要介護1	644～1,031円
要介護2	700～1,181円
要介護3	757～1,330円
要介護4	813～1,481円
要介護5	869～1,631円

+

食費
1回 500～600円程度

1回あたりの自己負担（1割）のめやす

※時間設定により金額が変わります

※体制や実施内容により加算あり

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

要介護1	724円		食費		滞在費		日常生活費
要介護2	795円	+	1,380円+おやつ代等（1日）	+	320～1,640円（1日）	+	
要介護3	868円						
要介護4	938円						
要介護5	1,008円						

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

※事業所の体制や実施内容等により加算あり

訪問看護

看護師などが訪問し、病状の確認や医療処置などを行います。

1回あたりの自己負担（1割）のめやす ※特別地域訪問看護加算等がある

病院・	20分未満	255円
診療所から	20分～30分未満	381円
	30分～1時間未満	550円

訪問リハビリテーション

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。

自己負担（1割）のめやす

※体制等により加算あり

1回	305円
----	------

施設サービス

施設に入所して行われる介護サービスです。対象は要介護1から5までの方で、要支援1・2の方は利用できません。

施設入所を希望する場合は、希望する施設へ直接申し込みをします。

■施設の種類

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護療養型医療施設 (療養病床等)
ねたきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。 食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。	病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。 医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な方のための医療施設です。 医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

■利用者負担額

施設サービスを利用した場合は、サービス費の1割、食費、居住費、日常生活費が利用者負担となります。

所得の低い方は町に申請することによって、負担額が減額されます。「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービス事業者に提示することが必要です。

サービス費用の1割

+

日常生活費

+

食費

+

居住費

■サービス費用のめやす <月額(日額)>

※月額は30日間で計算

	介護度	施設の種類		
		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (医療機関)	介護療養型医療施設 (医療機関) ※
施設サービス	要介護1	21,210円 (707)	24,390円 (813)	23,820円 (794)
	要介護2	23,280円 (776)	25,860円 (862)	27,120円 (904)
	要介護3	25,410円 (847)	27,450円 (915)	34,260円 (1,142)
	要介護4	27,480円 (916)	29,070円 (969)	37,290円 (1,243)
	要介護5	29,520円 (984)	30,660円 (1,022)	40,020円 (1,334)

施設介護サービス費は、設備や介護体制等により変わりますので各施設にお問い合わせ下さい。

■食費、居住費等の負担限度額

※第1～3段階は負担が軽減されます。申請が必要です。

		食 費	居 住 費 等				
			多床室	従来型個室		ユニット型準個室	ユニット型個室
				特養等	老健療養等		
第1段階：老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税の方、生活保護受給者	日額	300円	0円	320円	490円	490円	820円
	月額	9,000円	0円	9,600円	14,700円	14,700円	24,600円
第2段階：住民税世帯非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	日額	390円	320円	420円	490円	490円	820円
	月額	11,700円	9,600円	12,600円	14,700円	14,700円	24,600円
第3段階 住民税世帯非課税で第2段階に該当しない方	日額	650円	320円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
	月額	19,500円	9,600円	24,600円	39,300円	39,300円	39,300円
第4～6段階 住民税課税世帯の方	日額	1,380円	320円	1,150円	1,640円	1,640円	1,970円
	月額	41,400円	9,600円	34,500円	49,200円	49,200円	59,100円

※利用者が負担する額は施設との契約により決まり、施設により異なります。（標準的な費用で掲載しています）

＜参考＞「胆振東部鶴川慶寿苑」「愛誠園」についてはいずれも多床室になります。

地域密着型サービス

介護が必要になっても住み慣れた地域で生活するために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点を作り、支えていきます。原則として、むかわ町の被保険者の方が利用できるサービスです。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	対象者
認知症の方が、共同生活をする住宅で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。	むかわ町に住所がある要支援2または要介護1～5の方

■利用者負担額

サービスを利用した場合は、サービス費の1割、居住費（家賃）、光熱水費、食材料費、日常生活費が利用者負担となります

サービス費用の1割 + 居住費(家賃) + 光熱水費 + 食材料費 + 日常生活費

利用者の負担

■自己負担額

介護保険サービスは、原則として、サービスごとに決められた金額の1割で利用でき、あとの9割は介護保険が負担します。

ただし、おもな在宅サービスでは介護度ごとに利用できる上限額（支給限度額）が決められていて、その上限を超えて利用したサービス分は全額自己負担となります。

区分	介護度	支給限度額	支給限度額が適用されないサービスの例
予防給付	要支援 1	49,700円	福祉用具購入 1年間（4月～翌年3月）につき 上限 100,000円
	要支援 2	104,000円	
介護給付	要介護 1	165,800円	住宅改修 住む家1軒につき 上限 200,000円 福祉用具購入と住宅改修は、一旦全額を支払った後、町へ9割を請求する償還払い方式ですが、介護保険料に未納がない場合には、受領委任払い方式（実質1割負担）を利用できます。 住宅改修については、限度額20万円を越えた際に生活支援事業（上限額10万円）が利用できます。
	要介護 2	194,800円	
	要介護 3	267,500円	
	要介護 4	306,000円	
	要介護 5	358,300円	

■高額介護サービス費

世帯単位で1カ月の利用者負担の合計が下記の限度額を超えたときは、手続き（申請）により超えた分が支払われます。

	①生活保護の被保護者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	②住民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	③住民税世帯非課税で①と②に該当しない方	一般の方
世帯の負担 限度額（月額）	15,000円	15,000円	24,600円	37,200円

手続きに必要なもの：領収書、印鑑、振込先口座番号のわかるもの

■高額医療合算介護サービス費

介護保険サービスの利用者負担と医療保険の一部負担金等の合計が高額となったとき、手続き（申請）により超えた分が支払われます。毎年8月1日～7月31日の1年間を単位として計算します。支給申請の対象となる該当者の方には、北海道後期高齢者広域連合から通知があります。

本町で申請の受付が可能な方は、基準日（7月31日）にむかわ町国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方のみです。基準日に社会保険（会社の健康保険）などに加入している方は、加入中の健康保険にお問い合わせください。

✕E

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

介護保険料について

介護の費用と負担のしくみ

介護保険サービスを利用した場合、かかった費用の1割は利用者が負担し、残りの9割は国・道・むかわ町の公費と、40歳以上のおなさんが納める保険料を財源としています。

負担	1 割	9 割				
区 分	サービス利用者負担	国	道	町	65歳以上の方の保険料	40歳～64歳の方の保険料
		25% (20%)	12.5% (17.5%)	12.5%	21%	29%

※（ ）内は施設等給付の場合

保険料は、このように決まります

65歳以上の方の介護保険料は、3年間の介護にかかる費用を計算して、保険料の基準額を決めます。保険料の基準額は3年ごとに見直します。

むかわ町の基準（平成24年度～平成26年度）額は、月額「4,400円」です。

この基準額を基に、65歳以上の方がいる世帯で、住民税課税の有無や所得額により、保険料段階が決まります。

平成24年度から平成26年度の介護保険料

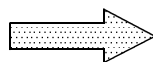
保険料段階	段階の内容	基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	×0.5	26,400円
第2段階	住民税世帯非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	×0.5	26,400円
第3段階	住民税世帯非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	×0.63	33,200円
	第3段階で上記以外の方	×0.75	39,600円
第4段階	町民税世帯課税、本人非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	×0.88	46,400円
	第4段階で上記以外の方	×1.0 (基準額)	52,800円
第5段階	本人が住民税課税で、 基準所得金額が190万円未満の方	×1.25	66,000円
第6段階	本人が住民税課税で 基準所得金額が190万円以上の方	×1.5	79,200円

保険料の納め方

■第1号被保険者（65歳以上の方）

保険料は満65歳になった月の分から原則として年金から納めます。納め方は受給している年金額によって2種類に分けられます。

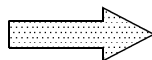
公的な老齢年金、遺族年金、障害年金が
年間18万円以上の方



特別徴収

年金の定期支払いの際に、年金
の受給額から介護保険料が引か
れます。(2・4・6・8・10・12月)

- ・ 老齢年金等が年間18万円未満の方
- ・ 年度の途中で65歳になった方
- ・ 転入された方
- ・ 年の途中で保険料の額が変更になった方
- ・ その他特別徴収できない年金の方



普通徴収

町から送付される納付書により、
役場や金融機関などで納めます。

口座振替もご利用いただけます

■第2号被保険者（40歳から64歳までの方）

40歳から64歳の方の保険料は、加入している医療保険の算定により決められ、医療保険料と一括して納めます。保険料の額はそれぞれの健康（医療）保険組合等にお問い合わせください。

保険料に未納があると・・・

■保険料滞納による給付制限について

特別な事情がなく保険料の未納や滞納があると、きちんと納めている方との公平を保つために、介護サービスを受ける際に給付の方法が変わったり給付制限をうける場合があります。

資料

■介護保険のサービス事業者

◆居宅・介護予防サービス

サービスの種類	事業者名	電話番号	住所
居宅介護支援事業所 介護支援専門員（ケアマネジャー） が本人と家族の希望を聞きながら介護サービスの調整をします。	たんぽぽケアプランセンター	☎42-2233	美幸 3 丁目
	むかわ町鶴川厚生指定居宅介護支援事業所	☎42-2033	美幸 1 丁目
	穂別居宅介護支援事業所	☎45-2065	穂別81番地
介護予防支援事業所 要支援の方のケアプランを作成。	むかわ町指定介護予防支援事業所	☎42-2415 ☎45-2065	美幸 2 丁目 穂別81番地
訪問介護（ホームヘルプサービス） ホームヘルパーが家庭を訪問して 食事・入浴・排せつなどの身体介護 や、掃除・洗濯・調理などの家事援助を行います。	宅老所 日和	☎42-3969	田浦251-6
	愛誠園訪問介護事業所	☎45-2455	穂別80番地10
	ニチイケアセンター 苫小牧	☎0144-71-1511	苫小牧市
	訪問介護事業所 はる	☎0144-84-1223	苫小牧市
訪問看護 看護師などが医師の指示に基づいて 病状の観察や床ずれなどの手当を行います。	むかわ町鶴川厚生病院	☎42-2033	美幸 1 丁目
	穂別診療所	☎45-2121	穂別81番地
	たんぽぽクリニック	☎42-2025	花園 2 丁目
訪問入浴介護 浴槽を積んだ入浴車が自宅を訪問。	アースサポート 苫小牧	☎0144-35-9800	苫小牧市
訪問リハビリテーション 専門職が自宅を訪問し、リハビリを行います。	むかわ町鶴川厚生病院	☎42-2033	美幸 1 丁目
	穂別診療所	☎45-2121	穂別81番地
	苫小牧東病院	☎0144-55-8811	苫小牧市
通所介護（デイサービス） デイサービスセンターで、食事・入浴の提供など日常生活の世話やリハビリテーションを受けます。	デイサービスたんぽぽ	☎42-5881	美幸 3 丁目
	宅老所 日和	☎42-3969	田浦251-6
	民家型小規模介護サービス 楽らくハウス	☎42-2552	花園 2 丁目72番地
	デイサービスセンターこすもす	☎45-2088	穂別81番地38
	デイサービス北海	☎01456-3-1555	日高町富川
	デイサービス夢の杜	☎01456-2-3520	日高町富川
	デイサービスセンター 拓勇	☎0144-53-0033	苫小牧

サービスの種類	事業者名	電話番号	住所
通所リハビリテーション(デイケア) 介護老人保健施設や医療機関に通い、 リハビリが受けられます。	むかわデイケアセンター (むかわ町鷗川厚生病院内)	☎42-2033	美幸1丁目
短期入所(ショートステイ) 在宅の要介護者が特別養護老人ホームや介護療養型医療施設などへ短期間入所して、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の世話を受けます。	胆振東部鷗川慶寿苑	☎42-5211	駒場105
	愛誠園	☎45-2455	穂別80番地10
	ケアセンターしらかばの郷	☎0144-71-1661	苫小牧
	養護老人ホーム静和荘	☎0144-74-3338	苫小牧
居宅療養管理指導 医師が訪問し、薬の飲み方、食事などの療養上の管理・指導をします。	むかわ町鷗川厚生病院	☎42-2033	美幸1丁目
特定福祉用具購入費の支給 入浴や排泄などの日常生活にかかせない用具について購入費を支給します。	指定福祉用具貸与事業所 町内では・・・ (有)きたはし工房	☎42-2151	末広2丁目148番地
住宅改修費の支給 高齢者などが住む住宅の、段差を解消したり廊下や階段に手すりをつけるといった小規模の改修に対して、その費用が支給されます。	担当の介護支援専門員にご相談下さい。		

サービスの種類	事業者名	電話番号	住所
福祉用具貸与 車いすやベッドなど日常生活の自立や介護を助ける用具を借ります。 	(有)きたはし工房	☎42-2151	末広2丁目148
	まるベリーさわかセンター	☎0144-75-3084	苫小牧市
	ヘルスレント苫小牧ステーション	☎0144-55-8428	苫小牧市
	エンパイアー	☎0144-71-0102	苫小牧市
	ニチイケアセンター苫小牧	☎0144-32-9888	苫小牧市
	ニック	☎0126-24-3859	岩見沢市
	クピド・フェア	☎0126-34-4551	岩見沢市

●介護サービスは、上記事業者のほか北海道が指定した事業者であればどこでも利用できます。

◆施設サービス（要介護の方が利用できます）

施設の種類	施設名	電話番号	住 所
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 病状が安定していて、 治療より介護やリハビリ が必要な方が入所し ます。基本的には中等 度の介護を必要とする 方が利用します。 	愛誠園	☎45-2455	穂別81番地38
	胆振東部鶴川慶寿苑	☎42-5211	駒場105
	豊厚園	☎01452-7-3111	厚真町本郷36-13
	追分陽光苑	☎01452-5-2233	安平町追分花園4丁目5-6
	日高高寿園	☎01457-6-3780	日高町栄町東1丁目303-12
	門別得陽園	☎01456-2-5514	日高町門別本町12-8
	樽前慈生園	☎0144-67-5601	苫小牧市字樽前219番地の1
	樽前緑樹園	☎0144-67-3620	苫小牧市字樽前220番地の5
	緑陽園	☎0144-67-0166	苫小牧市字樽前222番地の11
	アポロ園	☎0144-74-8377	苫小牧市山手町1丁目12番3号
	陽明園	☎0144-58-2421	苫小牧市字植苗51番地の177
	花もみじ	☎0144-74-3388	苫小牧市松風町2番15号
介護老人保健施設 (老人保健施設) 病状が安定し、治療よ りは看護や介護に重点 を置いたケアが必要な 高齢者が入所します。	門別愛生苑	☎01456-2-6611	日高町門別本町29-3
	新ひだか町介護老人保 健施設まきば	☎0146-43-1100	新ひだか町静内緑町4丁目5-1
	みどりの苑	☎0144-67-6820	苫小牧市字樽前234番地の6
	苫小牧健樹園	☎0144-67-3111	苫小牧市澄川町7丁目9番18号
	ライフプリング桜木	☎0144-71-2369	苫小牧市桜木町2丁目25番1号
	ケアライフ王子	☎0144-36-7111	苫小牧市若草町3丁目4番8号
	東胆振ケアセンター	☎0144-58-2323	苫小牧市字植苗51番地の156
	介護療養型老人保健施 設かみや	☎0144-71-1717	苫小牧市桜木町2丁目25番1号
介護療養型医療施設 (療養病床など) 急性期の治療が終わり 長期の療養を必要とす る高齢者のための、医 療機関の病床です。	日高町門別国民健康保険病院	☎01456-2-5311	日高町門別本町29-9
	追分菊池病院	☎01452-5-2531	安平町追分本町1丁目43番地
	苫小牧澄川病院	☎0144-67-3111	苫小牧市澄川町7丁目9番18号
	苫都病院	☎0144-34-2135	苫小牧市若草町5丁目10番21

●介護サービスは、上記事業者のほか北海道が指定した事業者であればどこでも利用できます。

- ◆地域密着型サービス（要支援２と要介護の方が利用できます）
 ＊むかわ町に住所のある方のみの利用となります

サービスの種類	施設名	電話番号	住 所
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 認知症の状態にある高齢者などが、少人数で共同生活をしながら、介護スタッフによる食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練を受けることができます。	高齢者グループホーム「みのり」	☎45-7000	穂別106番地28
	高齢者グループホーム「ふきのとう」	☎47-7020	田浦250番地

■その他の福祉施設情報

- ◆むかわ町内

施設名	電話番号	住 所
高齢者生活交流センター こごみ荘 定員：20名（単身者16名・夫婦2世帯）	☎42-5811	田浦249番地
ケアハウスこすもす 定員：20名（単身者16名・夫婦2世帯）	☎45-2088	穂別81番地38番地

■認知症の相談・受診について

名 称	相談窓口	電話番号	住 所
北海道メンタルケアセンター	高齢者相談室	☎0144-34-2969 （初診は要予約）	苫小牧市若草町5丁目1-5
道央佐藤病院	老年精神科	☎0144-67-0236	苫小牧市字樽前234番地
苫小牧緑ヶ丘病院	医療相談室	☎0144-34-4761	苫小牧市清水町1丁目5番7
植苗病院	医療相談室	☎0144-58-2314	苫小牧市字植苗52番地の2
柳町診療所	神経科・心療内科 ・精神科	☎0144-57-3322 （要予約）	苫小牧市柳町4丁目12番20号
千歳病院	医療相談室 地域連携室	☎0123-40-0700	千歳市桂木1丁目5番6号
石井病院	地域連携室	☎0146-42-3031 （要予約）	新ひだか町静内高砂町3丁目3番1号



×E

Handwriting practice lines consisting of 20 sets of three horizontal dashed lines.

×E

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

✕E

Handwriting practice lines consisting of 20 sets of three horizontal dashed lines.

平成21年6月発行
平成25年7月改訂

むかわ町

本庁:町民生活課 健康福祉グループ
むかわ町美幸2丁目88番地
☎ (0145)42-2415 FAX(0145)47-2400

支所:地域振興課 保健福祉グループ
むかわ町穂別81番地
☎ (0145)45-2065 FAX(0145)47-5400